

江南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度について

クリーンエネルギーの利用を促進し、地球温暖化防止に寄与するため、市内に自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置される方へ、下記の要領で設置費の一部を補助します。

- 補助額 発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はkW、小数点以下第3位を四捨五入、最大出力値が4kWを超える場合は4kWとして計算）に2万円を乗じた額（千円未満の端数は切捨て）
- 交付の申請 発電システムに係る設置工事着手前に下記の書類を市役所まで提出してください
- 1 住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1）
 - 2 工事請負契約書の写し
 - 3 発電システム設置に係る経費内訳書（別紙1参照）
 - 4 発電システムを設置しようとする住宅の位置図
 - 5 工事着手前の写真
 - 6 その他参考となる書類

設置工事着手前に交付の申請をしていただかないと、補助金は交付されません

また、予算に限りがありますので先着順とさせていただきます 事前にお問合わせください

○交付申請後の手続きについて

- ・交付申請後 市役所から交付決定通知書（様式第2）を送付します。
- ・交付決定後 交付決定を受けた日から60日以内に工事着工届（様式第3）を市役所まで提出してください

※期限内に届出がない場合は、申請を取下げたものとみなしますのでご注意ください

※その他工事内容等の変更手続きは下記の申請窓口までご相談ください

- ・設置完了後 30日以内または当該年度の3月10日のいずれか早い日までに下記の書類を市役所まで提出してください

- 1 住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第5）
- 2 発電システム設置に係る経費内訳書（別紙1参照）及び領収書の写し
- 3 発電システムの設置状態を示す写真
- 4 電力受給契約書の写し
- 5 住宅用太陽光発電システム設置費補助金請求書（様式第7）

※3月10日までに工事が完了しない場合は、補助は受けられません

- ・その他 補助金を受けられた方には、市が今後実施する地球温暖化防止に関する啓発事業への協力、売電量及び買電量のデータの提供等の協力をお願いすることがあります

○お問合せ先・申請窓口 市役所生活産業部環境課 電話 0587-54-1111（内線 421）